## 〇 主要国の取締役会と社外取締役

未定稿

資料5-5①

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
取締役会の構造	〇委員会等設置会社と従来型	〇上場企業の取締役会の過半	〇取締役会の過半数は社外取	〇監督役会と監督役会が選任	〇取締役会と監督役会を分離
	取締役会との選択制。	数は社外取締役。	締役であることを要求。	する執行役会を分離(二層	した二層制と取締役会のみ
	〇委員会等設置会社の場合、	〇メンバー全員が社外取締役	〇メンバー全員が社外取締役	制)。	の一層制の選択制。
	2名以上の社外取締役、か	で構成される監査委員会の	で構成される監査委員会の	〇一定規模以上の会社では、	〇社外取締役を取締役の3分
	つ3つの委員会(監査、指	設置を義務付け。	設置を要求。	監督役会は社外から選任さ	の2以上とすることを義務
	名、報酬)では過半の社外	〇メンバー全員が社外取締役	〇メンバー全員が社外取締役	れる株主代表と従業員から	付け。
	取締役。	で構成される指名委員会、	で構成される報酬委員会、	選任される従業員代表を半	〇「独立」社外取締役を取締
		報酬委員会の設置を要請。	メンバーの過半数が社外取	数ずつで構成。	役の2分の1以上とするこ
			締役で構成される指名委員		とを要求。
			会(かつ委員長は議長又は		
			社外取締役)の設置を要求。		
社外取締役の定義	〇自社及び子会社の社員でな	〇株主、取引先など当該企業	〇ほぼ同左	〇執行役と監督役のメンバー	○独立性の要件としては、
	い者(親会社関係者、取引	と重要な関係を持たないこ		の兼任禁止。	アメリカ、イギリスとほぼ
	先関係者などは排除されな	٤.			同様。
	(I) <sub>o</sub> )	〇社外取締役としての報酬以			
		外を当該企業から受け取ら			
義		ないこと。 等			
根拠規定	〇会社法	ONYSE上場規則	〇LSE統合規範(強制は	〇会社法・共同決定法	〇会社法
		○州法たる会社法は、株	されていないが、		
		式会社の経営は、総会	「comply or explain」の		
		が選任する取締役会に	原則あり)		
		より執行される旨規	〇会社法は、株式会社の		
		定。	経営は、原則として総		
		〇企業改革法は上記上場	会が選任する取締役		
		規則の一部を義務付	会により執行される		
		け。	旨規定。		